

第1回 上条地区勉強会 開催

5月15日(金)の夜7時30分から、修理を終えたばかりの観音堂を会場に、「上条地区の保存に向けた勉強会」が開催されました。講師は、観音堂の保存修理や現在進行中の中村様宅改修でご指導をいただいている工学院大学教授・後藤治先生に務めていただきました。



【後藤先生講演要旨】

◆保存の手段としての「伝統的建造物群」◆

集落を保存する方法として「伝統的建造物群」の制度があります。これは、各自自治体で条例を制定して行うもので、地域の住民はもちろん、議会の同意決議も必要です。伝統的建造物群とは何か、ですが、「伝統的建造物群をなして風致を形成する」ということです。わかりにくい言葉ですが、ここでいう「伝統的」や「風致」という内容は、それぞれ当該地域(市町村)で決めることです。

伝建地区によっては、塀や堀、堀に架かる橋、生垣、庭木などの風致を大切にしているところもありま



◆伝建地区にかかる規制◆

条例を制定するということは、規制もできます。「現状変更」といいますが、歴史的風致に関する現状変更については、事前に市の教育長の許可が必要となります。風致は建造物にかかるものとの他にわかるものに分かれませんが、建造物については主に外観で、内部はありません。その他については塀や石垣、植栽、河川、水路等が該当します。

「どこまで変更していいか」という基準は、市町村ごとに許可基準を作ったということになっていますので、その地域の特性にあわせた基準づくりが重要です。

◆重要伝統的建造物群とは◆

伝建条例を制定後国へ報告し、そのうち国が重要と認められたものが「重要伝統的建造物群」になります。そうなりますと、歴史的建造物にかかる土地の固定資産税の軽減などがあるほか、歴史的建造物の保存修理、風致に合わせた建造物の新築、防災事業など、保存のために市が行う措置について国の補助金がもらえます。

ただし、優遇措置があるということはそれだけ規制が強くなるということです。たとえば、修理でも新築でも国は復元的な整備を重視し指導をしますが、それができない場合、どうしても所有者の自己負担となります。

そのため市町村に求められるのは、「条件は厳しいが、所有者に喜ばれる支援を考える」ということです。

※裏面に重要伝統的建造物群の一覧があります。

一日のお仕事が終わった後の夜の開催でしたが、多くの方々にお集まりいただきまして、ありがとうございました。今後もこのような会を続けていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

重要伝統的建造物群保存地区一覧

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

番号	都道府県	地区名称等	種別	選定年月日	選定基準	面積 (ha)
1	北海道	函館市元町末広町	港町	H14.4.21	(三)	14.5
2	青森	弘前市仲町	武家町	S53.5.31	(二)	10.6
3	青森	黒石市中町	商家町	H17.7.22	(一)	3.1
4	岩手	金ヶ崎町城内諏訪小路	武家町	H13.6.15	(二)	34.8
5	秋田	仙北市角館	武家町	S51.9.4	(二)	6.9
6	福島	下郷町大内宿	宿場町	S56.4.18	(三)	11.3
7	茨城	桜川市真壁	在郷町	H22.6.29	(二)	17.6
8	群馬	六合村赤岩	山村・養蚕集落	H18.7.5	(三)	63.0
9	埼玉	川越市川越	商家町	H11.12.1	(一)	7.8
10	千葉	香取市佐原	商家町	H8.12.10	(三)	7.1
11	新潟	佐渡市宿根木	港町	H3.4.30	(三)	28.5
12	富山	高岡市山町筋	商家町	H12.12.4	(一)	5.5
13	富山	南砺市相倉	山村集落	H6.12.21	(三)	18.0
14	富山	南砺市菅沼	山村集落	H6.12.21	(三)	4.4
15	石川	金沢市東山ひがし	茶屋町	H13.11.14	(一)	1.8
16	石川	金沢市主計町	茶屋町	H20.6.9	(一)	0.6
17	石川	輪島市黒島地区	船主集落	H21.6.30	(二)	20.5
18	石川	加賀市加賀橋立	船主集落	H17.12.27	(二)	11.0
19	福井	若狭町熊川宿	宿場町	H8.7.9	(三)	10.8
20	福井	小浜市小浜西組	商家町・茶屋町	H20.6.9	(二)	19.1
21	山梨	早川町赤沢	山村・講中宿	H5.7.14	(三)	25.6
22	長野	東御市海野宿	宿場・養蚕町	S62.4.28	(一)	13.2
23	長野	南木曾町妻籠宿	宿場町	S51.9.4	(三)	1245.4
24	長野	塩尻市奈良井	宿場町	S53.5.31	(三)	17.6
25	長野	塩尻市木曾平沢	漆工町	H18.7.5	(二)	12.5
26	長野	白馬村青鬼	山村集落	H12.12.4	(三)	59.7
27	岐阜	高山市三町	商家町	S54.2.3	(一)	4.4
28	岐阜	高山市下二之町大新町	商家町	H16.7.6	(一)	6.6
29	岐阜	美濃市美濃町	商家町	H11.5.13	(一)	9.3
30	岐阜	恵那市岩村町本通り	商家町	H10.4.17	(三)	14.6
31	岐阜	白川村荻町	山村集落	S51.9.4	(三)	45.6
32	三重	亀山市関宿	宿場町	S59.12.10	(三)	25.0
33	滋賀	大津市坂本	里坊群・門前町	H9.10.31	(三)	28.7
34	滋賀	近江八幡市八幡	商家町	H3.4.30	(一)	13.1
35	滋賀	東近江市五個荘金堂	農村集落	H10.12.25	(三)	32.2
36	京都	京都市上賀茂	社家町	S63.12.16	(二)	2.7
37	京都	京都市産寧坂	門前町	S51.9.4	(三)	8.2
38	京都	京都市祇園新橋	茶屋町	S51.9.4	(一)	1.4
39	京都	京都市嵯峨鳥居本	門前町	S54.5.21	(三)	2.6
40	京都	南丹市美山町北	山村集落	H5.12.8	(三)	127.5
41	京都	与謝野町加悦	製織町	H17.12.27	(二)	12.0
42	京都	伊根町伊根浦	漁村	H17.7.22	(三)	310.2
43	大阪	富田林市富田林	寺内町・在郷町	H9.10.31	(一)	11.2
44	兵庫	神戸市北野町山本通	港町	S55.4.10	(一)	9.3

番号	都道府県	地区名称等	種別	選定年月日	選定基準	面積 (ha)
45	兵庫	篠山市篠山	城下町	H16.12.10	(二)	40.2
46	兵庫	豊岡市出石	城下町	H19.12.4	(二)	23.1
47	奈良	橿原市今井町	寺内町・在郷町	H5.12.8	(一)	17.4
48	奈良	五條市五條新町	商家町	H22.12.24	(一)	7.0
49	奈良	宇陀市松山	商家町	H18.7.5	(一)	17.0
50	和歌山	湯浅町湯浅	醸造町	H18.12.19	(二)	6.3
51	鳥取	倉吉市打吹玉川	商家町	H10.12.25	(一)	4.7
52	島根	大田市大森銀山	鉱山町	S62.12.5	(三)	162.7
53	島根	大田市温泉津	港町・温泉町	H16.7.6	(二)	33.7
54	岡山	倉敷市倉敷川畔	商家町	S54.5.21	(一)	15.0
55	岡山	高梁市吹屋	鉱山町	S52.5.18	(三)	6.4
56	広島	竹原市竹原地区	製塩町	S57.12.16	(一)	5.0
57	広島	呉市豊町御手洗	港町	H6.7.4	(二)	6.9
58	山口	萩市堀内地区	武家町	S51.9.4	(二)	55.0
59	山口	萩市平安古地区	武家町	S51.9.4	(二)	4.0
60	山口	萩市浜崎	港町	H13.11.14	(二)	10.3
61	山口	柳井市古市金屋	商家町	S59.12.10	(一)	1.7
62	徳島	美馬市脇町南町	商家町	S63.12.16	(一)	5.3
63	徳島	三好市東祖谷山村落合	山村集落	H17.12.27	(三)	32.3
64	香川	丸亀市塩飽本島町笠島	港町	S60.4.13	(三)	13.1
65	愛媛	西予市宇和町卯之町	在郷町	H21.12.8	(二)	4.9
66	愛媛	内子町八日市護国	製蠟町	S57.4.17	(三)	3.5
67	高知	室戸市吉良川町	在郷町	H9.10.31	(一)	18.3
68	福岡	朝倉市秋月	城下町	H10.4.17	(二)	58.6
69	福岡	八女市八女福島	商家町	H14.5.23	(二)	19.8
70	福岡	うきは市筑後吉井	在郷町	H8.12.10	(三)	20.7
71	福岡	黒木町黒木	在郷町	H21.6.30	(二)	18.4
72	佐賀	有田町有田内山	製磁町	H3.4.30	(三)	15.9
73	佐賀	嬉野市塩田津	商家町	H17.12.27	(二)	12.8
74	佐賀	鹿島市浜庄津町浜金屋町	港町・在郷町	H18.7.5	(二)	2.0
75	佐賀	鹿島市浜中町八本木宿	醸造町	H18.7.5	(一)	6.7
76	長崎	長崎市東山手	港町	H3.4.30	(二)	7.5
77	長崎	長崎市南山手	港町	H3.4.30	(二)	17.0
78	長崎	雲仙市神代小路	武家町	H17.7.22	(二)	9.8
79	長崎	平戸市大島村神浦	港町	H20.6.9	(二)	21.2
80	大分	日田市豆田町	商家町	H16.12.10	(二)	10.7
81	宮崎	日南市飴肥	武家町	S52.5.18	(二)	19.8
82	宮崎	日向市美々津	港町	S61.12.8	(二)	7.2
83	宮崎	椎葉村十根川	山村集落	H10.12.25	(三)	39.9
84	鹿児島	出水市出水麓	武家町	H7.12.26	(二)	43.8
85	鹿児島	南九州市知覧	武家町	S56.11.30	(二)	18.6
86	鹿児島	薩摩川内市入来麓	武家町	H15.12.25	(二)	19.2
87	沖縄	渡名喜村渡名喜島	島の農村集落	H12.5.25	(三)	21.4
88	沖縄	竹富町竹富島	島の農村集落	S62.4.28	(三)	38.3
合計 39道府県 75市町村 88地区						3266.0

基 (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの。
 (二) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの。
 準 (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの。

※ は茅葺民家群をあらわします。
 ※ の地区には茅葺民家もあります。